

# 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導について

1. 当院は、長野県知事指定の居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）実施施設です。（事業所番号 2010317184）

2. 居宅療養管理指導等の目的

- ① 医師が行う居宅療養管理指導等は、ケアマネージャーが作成するケアプランに必要な情報の提供や、利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言を行います。
- ② 薬剤師が行う居宅療養管理指導等は、居宅を訪問して、薬歴管理や服用指導などを行います。
- ③ 管理栄養士が行う居宅療養管理指導等は、居宅を訪問して厚生労働大臣が定める特別食につき医師の指示箋に基づいて実技指導等を行います。

3. 実施時間

- ① 医師による居宅療養管理指導等（月～金の午前9時～午後5時）  
※ 通常の場合、訪問診療や往診時に行います。
- ② 薬剤師が行う居宅療養管理指導等（月～金の午前9時～午後5時）
- ③ 管理栄養士が行う居宅療養管理指導等（月～金の午前9時～午後5時）  
※ ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日、8月14日～8月16日までは除く。

4. 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は上田市、青木村です。

5. 利用料等

〈介護保険の利用料（窓口負担）〉

- ① 医師による居宅療養管理指導等（1回につき：月2回まで）

単一建物居住者数	加算	在医総管・施設総管を算定しない場合			在医総管・施設総管を算定する場合		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1人	加算なし	515円	1,030円	1,545円	299円	598円	897円
	中山間地域等居住者サービス提供加算	+26円	+52円	+78円	+15円	+30円	+45円
2～9人	加算なし	487円	974円	1,461円	287円	574円	861円
	中山間地域等居住者サービス提供加算	+24円	+48円	+72円	+14円	+28円	+42円
10人以上	加算なし	446円	892円	1,338円	260円	520円	780円
	中山間地域等居住者サービス提供加算	+22円	+44円	+66円	+13円	+26円	+39円

※ 中山間地域当居住者サービス提供加算は、厚生労働大臣が定める中山間地域等（通常の事業実施地域以外に限る）の居住者にサービス提供を行った場合に算定します。

- ② 薬剤師による居宅療養管理指導等（1回につき：月2回まで）

単一建物居住者数	加算	1割負担	2割負担	3割負担
1人	加算なし	566円	1,132円	1,698円
	麻薬管理指導加算	+100円	+100円	+100円
	中山間地域等居住者サービス提供加算	+28円	+57円	+85円
2～9人	加算なし	417円	834円	1,251円
	麻薬管理指導加算	+100円	+100円	+100円
	中山間地域等居住者サービス提供加算	+21円	+42円	+62円
10人以上	加算なし	380円	760円	1,140円
	麻薬管理指導加算	+100円	+100円	+100円
	中山間地域等居住者サービス提供加算	+19円	+38円	+57円

※ 麻薬管理指導加算は、厚生労働大臣が定める次の麻薬に関し指導等を行った場合に算定します。（モルヒネ、コデイン、ジヒドロコデイン、オキシコドン、コカイン、フェンタニル、アヘン等）

※ 中山間地域当居住者サービス提供加算は、厚生労働大臣が定める中山間地域等（通常の事業実施地域以外に限る）の居住者にサービス提供を行った場合に算定します。

- ③ 管理栄養士による居宅療養管理指導等（1回につき：月2回まで）

単一建物居住者数	加算	1割負担	2割負担	3割負担
1人	加算なし	545円	1,090円	1,635円
	中山間地域等居住者サービス提供加算	+27円	+54円	+82円
2～9人	加算なし	487円	974円	1,461円
	中山間地域等居住者サービス提供加算	+24円	+49円	+73円
10人以上	加算なし	444円	888円	1,332円
	中山間地域等居住者サービス提供加算	+22円	+44円	+66円

※ 中山間地域当居住者サービス提供加算は、厚生労働大臣が定める中山間地域等（通常の事業実施地域以外に限る）の居住者にサービス提供を行った場合に算定します。

〈その他の費用〉

- ① 訪問診療や往診、それに伴う治療の費用、及び、治療に関する電話相談の場合は、医療保険として取り扱われ、医療保険の一部負担が、別途かかります。
- ② 居宅療養管理指導等を実施した場合は、以下の通り交通費がかかります。
  - 1. 病院から片道2km未満（110円）
  - 2. 病院から片道2kmを超える場合、1kmを超える毎に55円を1.に加算する。

6. 秘密保持

- ① 居宅療養管理指導等を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。
- ② ただし、ケアプラン作成のために患者さまの情報を居宅介護支援事業者提供する必要があります。この情報については、患者さま又はご家族の了解のもとで、居宅介護支援事業者提供します。

7. 相談・苦情処理

居宅療養管理指導等に関する相談や苦情があれば、いつでも担当者にご相談ください。